

# 保健福祉システム大規模データ抽出・分析業務取扱要綱

5川健保シ第404号

令和6年2月19日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、福祉総合情報システム及び保健所総合システムからの大規模データ抽出・分析業務（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模データ

データが大規模又はその構成が複雑なため、手作業による抽出・加工・分析が困難な情報資産

(2) 大規模データ抽出・分析業務

健康福祉局及びこども未来局の業務所管課長が健康福祉局総務部保健福祉システム課長へ大規模データの抽出・分析を依頼する業務

(3) システム管理者

大規模データ抽出・分析業務を行う情報システム（情報システム環境を含む）を管理する者

(4) 業務所管課長

大規模データ抽出・分析業務をシステム管理者に依頼する課長

(対象業務)

**第3条** システム管理者は、本業務への依頼があった場合は、当該業務を試行実施した後、適当と判断した場合に限り、当該依頼を受託する。

(システム管理者の業務)

**第4条** システム管理者は、次の業務を行う。

- (1) 本業務を安定的に実施するために必要となるシステム方式・構成・運用の構築及び保守
- (2) 本業務を効率的に処理するためのツールの調達
- (3) 本業務を実施するに当たって作成した設計書の管理・更新
- (4) 本業務を実施するに当たって作成した処理スクリプトの管理・更新  
(本業務の手続)

**第5条** 業務所管課長は次に掲げる事項を示した上で、実施時期の3か月前までにシステム管理者へ依頼する。

- (1) 業務名称
- (2) 業務目的
- (3) 実施時期
- (4) 個人情報ファイル名
- (5) データ定義等の詳細

**第6条** 本業務の実施に当たり、福祉総合情報システム及び保健所総合システムで管理しているデータ以外のマスタデータを必要とする場合は、原則として業務所管課長が提供する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。